センスを備え付けているものに限る。）、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
一GHz未満	四ナノワット
一GHz以上	二〇ナノワット

二　移動体検知センサー用の特定小電力無線局（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものであつてキャリアセンスの備え付けを要しないものに限る。）の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
五五・六二GHz以下	任意の一MHz幅で（一）三〇デシベル以下の値
五五・六二GHzを超え五七GHz以下	任意の一MHz幅で（一）二六デシベル以下の値
六四GHzを超え六七・五GHz以下	任意の一MHz幅で（一）二六デシベル以下の値
六七・五GHzを超えるもの	任意の一MHz幅で（一）三〇デシベル以下の値

［3～17　略］

18　超広帯域無線システムの無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度は、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局（第四十九条の二十七第三項に規定するものに限る。）の受信装置

［表略］

四　七・二五GHz以上九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局（第四十九条の二十七第四項に規定するものに限る。）の受信装置

周波数帯	
一、六〇〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値（一）九〇デシベル以下の値

［3～17　同上］

18　［同上］

［一・二　同上］

三　第四十九条の二十七第三項に規定する七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置

［表同上］

［新設］